

データ一括伝送サービス規定

1. データ一括伝送サービス

- (1) とうしんデータ一括伝送サービス（以下「データ伝送」と呼称）は、契約者ご本人（以下「依頼人」と呼称）が占有・管理するコンピュータ、バンキング端末、ホームユース端末（以下「端末」と呼称）による依頼に基づき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座に対して契約されたサービスをご利用できます。
- (2) 端末による依頼は、依頼人が占有、管理する端末を使用して送信願います。

2. データ伝送の受付

- (1) 本サービスで総合振込、給与振込（賞与振込を含む）、口座振替依頼および口座結果等のデータ伝送を利用できるものとします。
- (2) 本サービスを実行する場合は、当金庫との間で別に締結する「データ伝送を用いた給与振込に関する契約書」、「データ伝送を用いた預金口座振替に関する契約書」、「データ伝送を用いた総合振込に関する覚書」、「データ伝送を用いた給与振込に関する覚書」、「データ伝送を用いた預金口座振替に関する覚書」の定めに従うものとします。
- (3) 当金庫が受信したセンター確認コード、暗証番号（パスワード）およびセンターパスワード（ファールアクセスキー）と届出当該情報が一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答、およびデータの受付を行います。
- (4) 当金庫は受信したデータの依頼人名、データ内容種別、データ伝送により依頼人が指定する日（以下「指定日」と呼称）、合計件数および合計金額と、当金庫がファクシミリで受信した「データ一括伝送の送信通知」（以下「通知票」と呼称）に記載されている依頼人名、データ内容種別、指定日、合計件数および合計金額が一致した時点で依頼内容を確定し、依頼された取引の取扱を行うものとします。
- (5) データ伝送による振込資金（以下「決済資金」と呼称）と振込手数料および「4. 手数料等」の

（1）に規定する基本手数料（以下「基本手数料」と呼称）は、当金庫所定の振替日に普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（定期性総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、当座貸越契約書、当座貸越約定書等に関わらず、通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「決済口座」と呼称）から自動的に引落します。

- (6) データ伝送取扱の都度、預金の払戻通知および振込金受取書等は発行いたしません。

- (7) 次の各号の事由が生じたときは、データ伝送のお取扱はできません。

この場合、依頼人への連絡はいたしません。

- ① 決済資金の金額と振込手数料金額の合計が決済口座から払戻すことができる金額（ただし、他の引落しがある場合、その引落しの順序は当金庫の任意とする。その結果、決済資金の金額と振込手数料金額または取扱手数料金額との合計額の引落しに優先して他の引落しがある場合は、その引落し後の金額）を越えるとき。
- ② 決済口座が解約済のとき。
- ③ 依頼人から決済口座への支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき。
- ④ 差押等、やむを得ない事情があり当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤ 口座振替依頼サービスにおいて、口座振替入金先口座が解約済等の理由で入金できなかったとき。
- ⑥ 依頼人が当金庫所定の送信データの受付期限内にデータ受信の完了を確認できなかったとき。
- ⑦ 通知票および送信データのいずれか一方でも当金庫が受信を確認できなかったとき。
- ⑧ 当金庫が受信したデータの依頼人名、データ内容種別、指定日、合計件数および合計金額と通知票に記載されている依頼人名、データ内容種別、指定日、合計件数および合計金額、のいずれか一つでも不一致のとき。

3. 振込または振替の取扱等

- (1) データ伝送サービスにより振込または振替の依頼時は、当金庫の定めた番号宛に送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を占有・管理する端末で操作して下さい。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号および端末の電話番号が、届出の暗証番号および占有・管理する端末の電話番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、ご依頼時刻が当金庫の別途定めた時間内であれば直ちに、それを超える時間ならば翌営業日に、支払口座から振込金額と所定の振込手数料金額、または振替金額と所定の振替手数料金額を引落のうえ、当金庫所定の方法で振込、または振替の手続をいたします。
なお、日付指定のご依頼（振込・振替の予約）の場合は、指定日に支払指定口座から振込金額と所定

の振込手数料金額または振替金額と所定の振替手数料金額を引落のうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。

- (5) 指定口座からの資金引落は、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（定期性総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、当座貸越契約書、当座貸越約定書等に関わらず、通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

- (6) この取扱による1回当りの振込金額、振替金額の限度について、当金庫以外の金融機関へ振込の場合は、当金庫へお届出の他金融機関宛振込1回当たり限度額の範囲内、それ以外の場合は当金庫があらかじめ指定した金額の範囲内とします。

また、本サービスの利用時間は当金庫が別途定めた時間内とします。

- (7) 次の各号に該当する場合、本サービスの取扱はできません。
 - ① 振込、振替処理時に振込金額と「4. 手数料等」の振込手数料との合計、または振替金額を支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - ④ 差押等、やむを得ない事由があり当金庫が支払、あるいは入金を不相当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済のとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合は振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には組戻手続により処理します。

4. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をいただきます。なお、領収書は発行いたしません。
- (2) 本サービスによりお取引店以外に振込場合には、当金庫所定の振込手数料を徴求します。
- (3) 手数料は当金庫所定の日に普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（定期性総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、当座貸越契約書、当座貸越約定書等に関わらず、通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、支払指定口座から自動的に引落します。
- (4) 上記基本手数料、および振込手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。
- (5) 「3. 振込または振替の取扱等」の(8)により「組戻」の取扱を行う場合には、当金庫所定の組戻手数料を、依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落させていただきます。

5. 取引内容の確認

- (1) 本取扱による取引後は、速やかに普通預金通帳または当座勘定照合表等により取引内容を照合して下さい。
万一、取引内容や残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡下さい。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じた際は、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

6. 免責事項

- (1) 当金庫の責任によらない通信機器、回線、コンピュータ等の障害、ならびに電話の不通により取扱が遅延や不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
なお、当金庫が振込、振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したとされる場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認下さい。
- (2) 本取扱による振込、振替依頼の受付時に送信された暗証番号、支払指定口座番号、端末の電話番号、受取人番号、確認コード、当金庫へお届出の暗証番号、支払指定口座番号、占有・管理する端末の電話番号、受取番号および当金庫所定の確認コードとの一致を確認して取扱います。なお、暗証番号等につき不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

7. 届出事項の変更等

暗証番号、入金、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号およびその他の届出内容に変更がある場合、当金庫所定の書面によりお取引店へ直ちにお届け下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. 被災等による免除等

- (1) 次の各号の事由によりデータ一括伝送の振込金、振替金の入金不能、入金遅延、その他本取扱による取引の不能、遅延等があっても、これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
 - ① 災害、事変、裁判所等の公的機関による措置等、やむを得ない事由があったとき。
 - ② 当金庫、または金融機関共同システムの運営体が、相当の安全対策を講じたにもかかわらず端末機、

通信回線、またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

③当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

9. 解約

(1)本取扱のご利用は、当事者一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によりお届け願います。

(2)1年以上にわたり本取扱によるデータ一括伝送が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえ、この取扱を中止することができるものとします。

なお、書面の通知が到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(3)契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた際、当金庫はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止し、または本規定に基づく契約を直ちに解約できるものとします。

①支払いの停止、破産、再生手続、会社更正手続開始、会社整理開始、または特別清算開始の申出があったとき。

②電子手形交換所、または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

③住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由により、当金庫において所在が不明となったとき。

④当金庫に支払うべき所定の手数料（消費税を含む）の未払い等が生じたとき。

⑤相続の開始があったとき。

⑥成年後見開始あるいは保佐開始の審判がなされたとき。

⑦行方不明となり、当金庫から契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

⑧解散、その他営業活動を休止したとき。

⑨当金庫への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。

⑩暗証番号を不正に使用したとき。

⑪法令や公序良俗に反する行為に利用、またはその恐れがあると認められるとき。

⑫本規定、または本規定に基づく当金庫所定事項に違反したとき。

⑬その他上記各号に準じ、当金庫が本サービスの一時停止、または解約を必要とする相当の事由が発生したとき。

(4)取引用口座の解約

①基本手数料決済口座が解約された場合は、本サービスの利用契約はすべて解約されたものとみなします。ただし、基本手数料を別の方法で支払われているお客様につきましてはこの限りではありません。

②取引用口座が解約された場合は、当該口座は本サービスから削除されたものとみなします。

(5)本契約が解約等により終了した場合、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当金庫はその処理を行う義務を負いません。

10. 反社会的勢力の排除

契約者が次の各号において一つでも該当する場合、当金庫はいつでも契約者に通知することなく、本規定に基づく契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(1)契約者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」と呼称）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をしたとき

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

1 1. 関係規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（定期性総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、当座貸越契約書、当座貸越約定書等により取扱います。

1 2. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人、または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(2023年6月1日制定)